

姫路獨協大学学生の表彰に関する内規

(平成9年10月16日制定)

改正 平成11年10月21日
平成12年 3月17日
平成12年 5月18日
平成14年 1月17日
平成20年 9月18日
平成20年11月20日
平成25年 3月28日
平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この内規は、姫路獨協大学学則第54条の規定に基づき、学生の表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は団体を対象とする。

- (1) 人物、学業共に優秀な者
- (2) 課外活動において、優秀な成績を収め、本学の名誉を高めた者
- (3) 社会貢献及び奉仕活動において、社会的評価を得た者
- (4) その他学長が特に表彰に値すると認めた者

(選考)

第3条 被表彰者の選考は、別紙の基準に従い、前条第1号については関係者の推薦に基づき、また前条第2号、第3号及び第4号については課外活動団体から提出のあった成績報告書、課外活動団体の部長又は関係者の推薦に基づき、学生委員会において審査を行い、表彰に値すると求めた候補者について教授会の了承を得て決定する。

(内容及び方法)

第4条 表彰は原則として卒業式当日にこれを表彰し、学長が表彰状及び副賞を授与する。

(事務)

第5条 この内規の施行に必要な事務は、学生課において行う。

附 則

この内規は、平成9年10月16日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年 規程第28号)

この規程は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年 規程第39号）

この規程は、平成12年5月18日から施行する。

附 則（平成14年 規程第1号）

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則（平成20年 規程第13号）

この規程は、平成20年9月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年11月20日から施行する。

附 則（平成25年 規程第13号）

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 規程第12号）

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

別表

	最 優 秀 賞		優 秀 賞
学業成績	在学4年間又は6年間を通して、特に優秀な成績を修めた者		在学4年間又は6年間を通して、優秀な成績を修めた者
課外活動	体育会	学生連盟又は日本体育協会等が主催する全国大会以上の大会に出場し優勝またはそれに準ずる成績を収めた者	学生連盟又は日本体育協会等が主催する地域大会（近畿大会等）、都道府県大会に出場し優勝またはそれに準ずる成績を収めた者
	文化会	全国的な文化活動又は全国規模の大会において最も優秀と認められた者	地域的（近畿地区、都道府県区分）文化活動又は地域規模の大会において優秀と認められた者
社会的貢献・奉仕活動	学内外において他の模範とするに足る社会貢献、奉仕活動を行い、特に顕著な社会的評価を得た者		学内外において他の模範とするに足る社会貢献、奉仕活動を行い、顕著な社会的評価を得た者
その他	学長が特に表彰に値すると認めた者		学長が表彰に値すると認めた者

(注) 学業成績欄の在学「4年間」は、人間社会学群、医療保健学部及び看護学部を対象とし、「6年間」は、薬学部を対象とする。